

教えて！ 知って得する歯の健康マメ知識 ⑩

～歯の外傷について～

これまで、むし歯や歯周病など、歯の病気についてのお話をしましたが、歯は、病気だけではなく、何らかのアクシデントで怪我をする場合もあります。

今回は、歯の怪我について歯科医師に聞いてみました。



Q： 小学校では、ぞうきんがけのときや遊んでいるときなど、顔から転んで床に歯を強く打ってしまう事がよくあります。欠けてしまった歯や、1本まるごと抜けてしまった歯の場合、歯医者さんに行くまでの歯の保存方法や、したほうがよい処置について教えてください。

A： 歯の外傷には、欠けてしまったもの、折れてしまったもの、抜けてしまったもの、逆に歯がめり込んでしまったものなど、いろいろな状態があります。

歯が抜けてしまった場合

抜けた歯を再び元に戻すという再植治療が可能な場合があります。このときに重要となるのが、「歯根膜」と呼ばれる歯の周りについている繊維質の組織です。ここが乾燥してしまうと再生の可能性は極めて低くなりますので、抜けた歯の根の部分には触れずに歯の頭の部分を持ち、泥などの汚れはこすらずに流水で洗い流して、「歯の保存液」に入れましょう。保存液がない場合には、乾燥を避けるため、牛乳または生理的食塩水につけましょう。その後早急に歯科医院を受診しましょう。

歯が欠けてしまった場合

状態によっては再び接着できます。欠けた歯を持って歯科医院を受診しましょう。

歯が折れてしまった場合や、歯がぐらついている場合、また歯がめり込んでしまった場合などには、歯の神経や歯の周りの組織に損傷がある可能性がありますので、速やかに受診するようにしましょう。

問 健康ふじみ21 歯の健康推進チーム事務局 住民福祉課 保健予防係（保健センター内） ☎62-9134

くらしの情報

お知らせ

富士見町図書館

臨時休館等のお知らせ

図書館のシステム機器更新作業のため、次の通り休館・貸し出しの停止等があります。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

●臨時休館

3月22日（火）～3月25日（金）

●諏訪広域各図書館間での本などの貸借停止

3月1日（火）～3月8日（火）

●ホームページ諏訪広域総合目録「すわズラー」

◆全面停止

2月28日（月）～3月9日（水）

3月29日（火）～3月31日（木）

◆予約の停止

2月26日（土）～3月31日（木）

◆検索のみ可能

3月10日（木）～3月28日（月）

問 生涯学習課 図書館・博物館係

☎62-79630

生ごみの自家処理方法の説明会

町では、ホームコンポスト、ボカシあえ容器、ダンボールコンポストなどを使った家庭でできる生ごみ処理方法の説明会を開催します。

皆様のご参加をお待ちしています。

●日時

3月21日（月）午後2時～

●場所

コミュニティ・プラザ
2階大会議室



問 建設課 生活環境係

☎62-9114

同報無線の試験放送を

開始します

町では、平成20年度に町内全域69箇所に同報無線設備（屋外型拡声器）を設置しました。

この放送設備は、地震などの大災害または重大な災害が発生する恐れのあるときに、地域住民のみなさんに適切な情報を伝達することを目的として整備したものです。

緊急時に備え、作動状況を確認するために、定期的に試験放送を実施します。町民のみなさんのご理解をお願いします。

●放送開始 平成23年4月より

●放送期日 毎月第1日曜日

●放送時間 午後6時

●放送内容 チャイムのみ

（季節により変更）

問 総務課 防災・危機管理係

☎62-90326

剪定木の受け入れ、 木材チップ配布の 受付を開始します

町では、燃えるごみの減量と資源化を目的として、庭木等を剪定した枝等を受け入れ、チップ化したものを配布します。
※事前に生活環境係までお申し込みください。
※受入・配布の日時、場所については、申し込み時にご案内します。



剪定木の受入れ

- ・直径15 cm以下の枝木で、長さが概ね2 m以下であること。
- ・竹、木の根、土や泥でひどく汚れたものや建築廃材などは持ち込めません。

〈木材チップの配布〉

- ・費用 無料
- ・配布 先着順
- ※スコップ等をお持ちください。

- ・町の指定する場所へ直接取りに来ていただき、袋詰めや積み込みは各自で行っていただきます。

(初回申込優先・再申込可)

申込 建設課 生活環境係

☎62・9114

4月より畳・建具等の 直接持ち込みが できなくなります

南諏衛生センター粗大ごみ処理施設では、ご家庭で自家屋の解体や修理をして不用になった畳や建具等について、これまで少量に限り、直接持ち込みであれば受け入れてきましたが、4月よりできなくなります。

具体的な品目は、次のとおりです。【一般家庭のごみ分別収集のてびき】の区別区分の欄に『持ち込み(粗大)』とあるものです。】

これらを処分される場合は、販売店またはN・T・T発行の「タウンページ(職業別電話帳)」内に記載されている「ごみ処理」欄にある廃棄物処理業者などに処理を依頼してください。

4月から受け入れができなくなる直接持ち込み品目

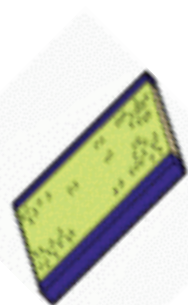
区 分	品 目
畳	畳(本畳)(い草畳) ※スタイロ畳は当初から受入不可
建具類	アルミサッシ・網戸・板戸・ ガラス戸(アルミ枠)(木枠) 障子戸・戸板・ふすま
建築廃材	トタン(ブリキ)・波板(タキロン) 廃木材

問 南諏衛生センター

☎62・2160

建設課 生活環境係

☎62・9114



下水道への早期接続を お願いします



地球上の水は循環を繰り返しています。海の水が太陽の熱で温められて蒸発して、それが雲になり、雨や雪となってまた川や海に流れていく。

私たちが使う水も、この循環の中にあります。

私たちが下水道を利用することによって、清潔で快適な暮らしを守ることができ、汚水をためることなく流せる、「水洗トイレ」が使えるようになるため、清潔で快適な生活ができます。住みよい環境の町になります。

また、川や海の水がきれいになります。家庭や工場から出た汚水は、下水道管で終末処理場に集められ、きれいにしてから川に流されます。そのため、魚などの生物が住むことができます。清流がよみがえります。

町では平成2年から、下水道の整備を進めています。下水道が使用できる区域の方は、早期に接続いただきますようお願いいたします。

宅内工事に関する手続きなどは、町指定工事が代行します。(下水道の宅内工事は、町指定工事店でなければできません。)

【平成22年12月末現在】

下水道普及率(町内で下水道を利用できる人の割合)

99%

水洗化率(下水道に接続している人の割合)

90%

●「水洗便所等改造資金融資あっせん制度」をご利用ください。

町では、1日も早く快適な生活をしていただくため、下水道への接続工事をされる方に「融資あっせん制度」を設けています。

この制度の利用により、金融機関から無利子で最高120万円までを、7年返済で借りることができます。

問 上下水道課 庶務経理係

☎62・9352